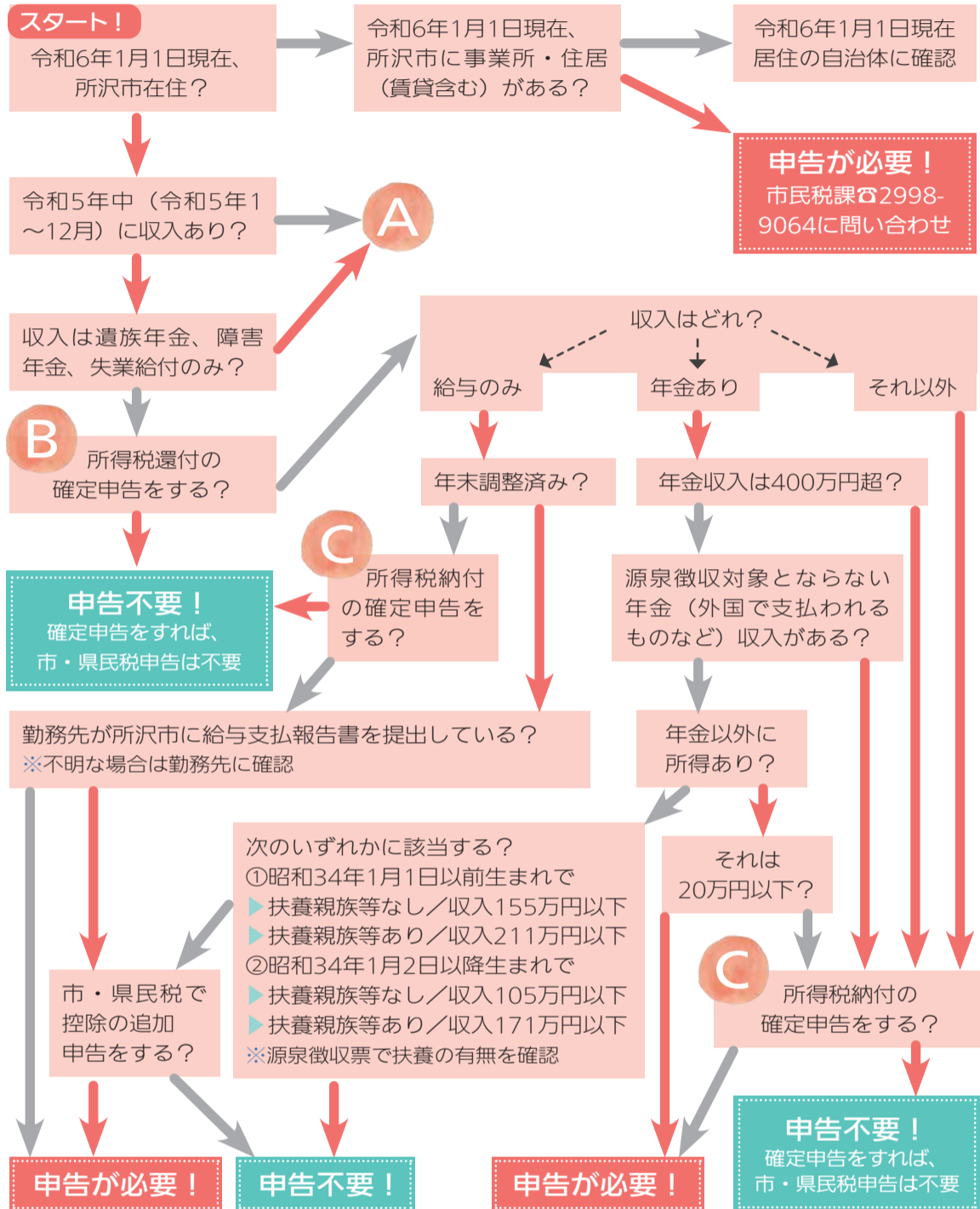


税の申告はお早めに！

申告会場は激しい混雑が予想されるため、郵送での申告にご協力をお願いいたします。早めに準備して、スムーズな申告を！

1 市・県民税の申告が必要かチェック！

申告が必要か判定します。A B C は右欄で解説します。



市・県民税の申告

2月16日(金)～3月15日(金)

☎市民税課 ☎2998-9064

所得税の確定申告

2月16日(金)～3月15日(金)

☎所沢税務署 ☎2993-9111 (自動音声案内「0」)

A 郵送で簡単申告！

申告の義務はありませんが、国民健康保険税の軽減や各種手当の受給判定などの基礎資料となるため、申告しておきましょう。

市・県民税申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」の該当項目にチェックし、表面に署名すれば終了です。

〒359-8501市民税課宛て（住所不要）に郵送してください。

◎詳細は市☎（Q申告）でもご案内しています。

B 還付申告ができる方

所得税が源泉徴収されている給与所得者で、▶雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除などを申告する方▶年の途中で就・退職して年末調整を受けていない方などです。

会場ではスペースが限られ、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁☎「確定申告書等作成コーナー」でスマホ・パソコンからの申告をぜひご利用ください。

C 確定申告が必要な方

▶営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える方▶給与収入が2千万円を超える方▶2カ所以上から給与を受け、年末調整をしていない給与収入が20万円を超える方▶給与所得者で、給与以外の所得合計が20万円を超える方▶土地・建物・株式などを譲渡した方などです。

2 申告方法をチェック！

市・県民税の申告

郵送で申告

①令和5年中に収入がなかった方②年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方は、郵送で簡単に申告できます。ご自身で申告書を記入し、必要書類を同封して郵送してください。

①は上記チェック表の欄外④を参照してください。②は源泉徴収票の写しを市・県民税申告書に同封してください。

◎市・県民税申告書は、1月下旬ごろ、令和5年度と同申告書を提出した方に郵送します。届かない場合は市民税課にお問い合わせください。

会場で申告

7面の日程表のとおり、申告相談会場を開設します。

なお、2月16日(金)～3月15日(金)は市役所2階市民税課や、休日開庁日（8面参照）の窓口では申告受付はできません。



所得税の確定申告

国税庁☎で申告

国税庁☎ (https://www.nta.go.jp/) の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書などが作成できます。スマホ・パソコンから e-Tax または郵送で申告してください。

マイナンバーカードと、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお持ちの方や、税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方は、e-Tax で簡単に申告できます。

▶スマホでの申請はこちらから

会場で申告

☑2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後5時（土・日曜、祝日除く／午後4時受付終了）

◎2月15日(木)以前も所沢税務署で申告相談を行っています。なお、2月25日(日)も開場します。

場所沢税務署（並木1-7）

【留意事項】

▶午前8時30分から当日分の入場時間を記載した入場整理券を配付（国税庁のLINEを通じたオンライン事前発行も可能）

▶混雑状況により早めに受付終了の場合あり